

平成24年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(農林水産省関係)

平成23年7月13日

全国知事会

1 農業の振興について

「食料・農業・農村基本計画」に基づき、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた担い手の育成・確保及び農村の振興を図ること。

また、その推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮すること。

特に、以下の事項に関しては、地方と十分協議の上、より効果的な施策を講じるよう要望する。

- (1) 農業者戸別所得補償制度については、現在実施している対策の検証を十分行うとともに、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の経営安定への支援策を講じるなど、持続的な担い手づくりに資する制度とすること。

また、農業経営の安定に資するため、品目の拡大等に当たっては、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した支援策を講じること。

さらに、非主食用米等の生産をより一層誘導する仕組みとすること。

- (2) 農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応する以下の制度や取組の改善・支援を実施すること。

- ・ 農薬の飛散防止技術及び残留分析技術の調査研究や普及
- ・ 食育及び地産地消運動
- ・ 有機農業等環境保全型農業の技術開発
- ・ 輸入食品の検疫体制
- ・ 加工食品の原料原産地表示

- (3) 農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた品種・技術の開発及び普及の取組を拡充・強化すること。

- (4) 食料供給力の強化に向け、水田の有効活用を図るための農地の排水対策等農業生産基盤の整備を促進するとともに、農地と農業用水の保全・管理や防災機能の向上等多面的機能の維持・増進に向けた施策を推進すること。

(5) 口蹄疫を始め高病原性鳥インフルエンザやBSE等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止や農家への経営支援、風評被害防止等の対策を引き続き強化するとともに、口蹄疫の新たな発生に備え、迅速な原因究明のため、感染経路の解明に努めること。

また、発生地における迅速な防疫確保のために埋却した家畜等を最終的に掘り返し、焼却又は埋却する必要がある場合、当該処分に対する支援を行うこと。

(6) 野生鳥獣による農業被害が全国的に拡大し、被害総額が200億円を超える実態を踏まえ、個体数調整、生息環境管理、都府県境を越えた野生鳥獣の捕獲及び情報共有に係る広域連携、捕獲の担い手確保等のソフト対策並びに侵入防止柵の整備等に関するハード対策といった、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図ること。

(7) 日本農業の持続的発展が将来にわたり可能となるよう、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンドにおける農業交渉及びEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）等の交渉において適切に対応すること。

また、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉参加の可否については、総合的な検討を行うとともに、国民合意を得た上で判断すること。

(8) 福島第一原子力発電所事故の発生による農産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。

- ・放射性物質により汚染された土壌等の除染を迅速に行うこと。
- ・日本産食品の安全性について、諸外国への情報発信を継続的に行い、風評被害の防止に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。
- ・日本産食品に対する輸入規制に対し、適切に対応すること。特に、現在、都道府県が行っている輸出証明書の発行について、都道府県の負担とならないよう配慮すること。

(9) 未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないように厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。

2 林業の振興について

- (1) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮と、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用・エネルギー利用拡大による低炭素社会への貢献を図るとともに、担い手の育成・確保を推進すること。
- (2) 「森林・林業再生プラン」の推進に当たっては、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、「森林整備加速化・林業再生事業」に係る基金の積み増しと事業期間の延長や、「森林管理・環境保全直接支払制度」の弾力的な運用など、効果的な施策を実施すること。
- (3) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策等、実効性のある支援措置を早急かつ長期的に講じること。

3 水産業の振興について

- (1) 次期「水産基本計画」の策定に当たっては、水産業の現状と課題を踏まえ、水産業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 「資源管理・漁業所得補償対策」においては、地域の意見や実情を反映させ、効果的・継続的な対策となるよう努めること。また、漁業経営セーフティーネット構築事業の見直しを行い、水産業界体質強化総合対策事業については、地方のニーズを十分に把握して、事業の充実・継続を図ること。
- (3) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、漁業協定、特に日韓暫定水域、日中暫定措置水域における適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図るなど、水産物の安定供給の確保策を強化すること。
また、排他的経済水域（ＥＥＺ）における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、監視・取締りを充実・強化すること。